

## 学生の行動制限について

令和4年7月26日更新  
理事（学生・国際担当）

最近の新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、学生生活における学生の行動制限を下記のとおりとする。

### ➤ 7月26日（火）以降の変更点等について

#### 【会食等について】

- ・ 家族以外の者との会食について、参加者は、発熱や風邪の症状がない普段一緒にいる人で4名以内とする。
- ・ 2次会、複数名でのカラオケ、ライブハウス及び接待を伴う飲食店の利用は引き続き禁止。

### （1）日常的な感染防止対策と健康管理について

○日常的な感染防止対策として、不織布マスク着用、手洗い、3密回避などの感染防止対策を取るとともに、以下の健康管理事項①～③を遵守し、慎重に行動すること。ただし、屋外で十分な距離（2m以上）が確保できる場合、屋外でほとんど会話がなない場合、屋内でも十分な距離が確保できほとんど会話がなない場合には、マスクを外すことも可能。熱中症リスクも考え、政府の見解に従い行動すること。

#### 健康管理事項

- ① 「長崎大学健康管理システム」<https://hms.hc.nagasaki-u.ac.jp/>による自らの健康状態の把握
- ② 行動記録の記帳による自らの行動の十分な把握
- ③ 新型コロナウイルス接触確認無料アプリ COCOA を極力活用した陽性者との接触確認の把握）の厳守

○発熱や呼吸器症状等の風邪の症状がある場合は、登学を控え、医療機関を受診すること。感染者、濃厚接触者又はPCR検査対象者等となったことにより、保健所又は大学からの指示により登学禁止となった場合には、所属部局の学務担当窓口へ速やかに報告すること。

### （2）県外等への移動について

○本県から帰省や旅行等で県外を訪問する際は、訪問先での感染リスクの高い行動（3密となる場所への訪問、マスクを外した会食等）を控え、移動先でも本学での会食の制限などを遵守すること。

○車を使った移動については、車の全ての窓の上部を空けておく、若しくは外気導入で常時換気するとともに、車内ではマスクを着用し、会話は最小限に止めること。

### (3) 海外への渡航・海外からの入国等について

○海外への渡航については、外務省感染症危険情報レベル2及び3の国・地域への渡航禁止を継続する。ただし、大学間協定に基づく交換留学等を対象に、「海外渡航における留意事項」を遵守できる場合に限り可能とする。

また、レベル1の国・地域への渡航は、「渡航に関する確認書」を遵守できる場合に限り可能とする。

○海外からの入国については、入国時の水際対策に則り行動すること。

※病院実習等実習がある部局については、所属部局の指示に従うこと。

### (4) 会食等について

○家族以外の者との会食は、以下のすべての条件(1~7)を満足することで許可する。

1. 発熱や呼吸器症状等の風邪の症状がないこと。
2. 参加者は普段一緒にいる人で4名以内とする。
3. 参加者全員がワクチン接種を2回以上終了していること、あるいは72時間以内にPCR検査または抗原検査を受け陰性であること。
4. 会食は1回につき2時間以内とし、週1回程度とすること。
5. 利用する飲食店については、「感染対策の第三者認証を取得した店」に限ること。
6. 自らも3密回避及び感染予防に徹するとともに、会食前後の手洗いや手指消毒を必ず行うこと。
7. 食事中は黙食に努め、会話は食後にマスクをして楽しみ、店内で大声を発しないこと。

○生協、教室又は研究室等での食事については少人数での黙食とし、手洗い、手指消毒、対面での着席を避けるなどした上で短時間で切り上げ、会話は3密回避ができる場所で、食後にマスクを着用して行うこと。

○2次会、複数名でのカラオケ、ライブハウス及び接待を伴う飲食店の利用は禁止する。

○スポーツジム等学外体育施設の利用に際しては、3密回避等の感染防止対策が十分取られている施設を利用し、自らも3密回避に徹するとともに、マスク着用、使用前後のマシン消毒、手指消毒、手洗い、短時間での更衣室利用等慎重を期すこと。

### (5) 宿泊について

○原則として、シングルルームなど個室に宿泊すること。

※病院実習等実習がある部局については、所属部局の指示に従うこと。

### (6) アルバイトについて

○アルバイトを行う必要がある場合は、3密回避等の感染防止対策が十分取られている店舗等でのアルバイトを選択するよう強く要請する。